

令和4年度 横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会会議録	
日 時	①令和5年3月17日(金) 10時00分～11時05分 ②令和5年3月29日(水) 10時00分～11時06分 ③令和5年3月30日(木) 14時00分～15時16分
開催場所	①:WEB会議、②③:18階共用会議室(なみき18・19)
出席委員	鎌田委員、中井委員、藤倉委員、藤吉委員、安田委員 以上5名
欠席委員	なし
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可申請」に伴う生活環境の保全について
決定事項	なし
議 事	<p>1 処理施設設置許可申請手続きについて(資料-3)</p> <p>(1) 施設設置に係る手続きの流れについて事務局(一般廃棄物対策課及び産業廃棄物対策課)から説明。</p> <p>(2) 質疑 特に意見なし。</p> <p>2 「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業」(資料-4)</p> <p>(1) 事業計画及び生活環境の保全について事業者(アサヒプリテック株)から説明。</p> <p>(2) 質疑</p> <p>(藤倉委員) 北九州事業所で焼却施設をいくつか管理されているとのことですが、各施設の処理能力を参考までに教えてください。</p> <p>(事業者) 北九州工場(北九州市門司区)が90t/日×1施設。ひびき工場(北九州市若松区)が45t/日×1施設です。</p> <p>(藤倉委員) 北九州事業所には、2施設が含まれているのですね。鹿児島事業所にも2施設あるということでしょうか。</p> <p>(事業者) その通りです。</p> <p>(藤倉委員) 既に他県で行っている焼却施設の事業において、周辺住民から苦情や要望、あるいは事故を起こしてしまったという事例はありますか。</p> <p>(事業者) 周辺環境へは配慮を行い事業を行っていますので、特に苦情を受けているということはありません。排気筒から出る白煙は見えませんが良いといったような要望をいただいたことはあります。</p> <p>(藤倉委員) 熱回収について、発電以外の熱利用はあるのでしょうか。</p> <p>(事業者) 基本的には、可能な限り熱回収したエネルギーは発電利用しますが、一部(排気筒の)白煙抑制のために利用したり、ボイラー給水を加温するために利用します。</p>

(藤倉委員) 取り扱う廃酸・廃アルカリは化学処理といった別の処理は行わず、すべて焼却処理のみですか。

(事業者) 当該事業所においては、その通りです。ただ、関東圏には、当社関連会社で、中和等の化学処理を行う工場もあります。廃棄物の性状等からその辺りは区別させてもらっています。

(藤倉委員) 当該焼却施設は産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物の焼却施設でもあるとのことですが、この一般廃棄物とは「家庭系」なのか「事業系」なのか、何を想定されているのでしょうか。

(事務局) 本件は事務局から回答させていただきます。基本的な家庭系の燃やすごみについては市の焼却工場で行いますが、市の施設では処理が困難なものを当該事業者に取り扱っていただく予定です。例えば、廃灯油、廃薬品、塗料等を想定しています。

(藤倉委員) 一般廃棄物の受入については、廃棄物の性状等の詳細な情報はどの程度把握できるのでしょうか。

(事務局) ご家庭から出てきた薬品等でしたら把握できる範囲で把握をし、搬入する形になると思われます。ただ、全くわからないといった場合は今後の検討課題と考えています。

(藤倉委員) 廃棄物の保管状況の荷姿について確認させてください。例えば、液状廃棄物はドラム缶に入れて積み上げるのでしょうか。

(事業者) 液状廃棄物の保管方法の一つとして、タンク保管があります。なお、搬入された荷姿のまま保管することもあります。荷姿としては、ドラム缶であったり、20リットルのポリ容器を始め、さらに小さな容器による搬入も想定されます。ドラム缶については二段積みでの保管を計画していますが、小さい容器については金属製の網かごを準備して、その中に入れて保管します。

(藤倉委員) 地震対策や津波・高潮等による浸水対策をいろいろと検討はされてると思いますが、事故時に廃棄物の漏洩や飛散等がないようにお願いします。

(事業者) 了解しました。

(藤倉委員) 悪臭関係について、煙突排ガスにおいて、予測時に設定された煙源について教えてください。

(事業者) 横浜市においては、臭気指数の指導指針値  $X = 35$  という値があり、臭気指数と臭気濃度の関係式を使い、煙源での臭気濃度を「3,162」と設定しました。

(藤倉委員) 現在、稼働している別の焼却施設の実績と比較すると、当設定濃度というのはどう評価されているのか。

(事業者) 稼働している施設での実績では、「300未満」であることから、実際は一桁下がると見えています。予測においては安全側で予測しています。実際、稼働中の施設においては周辺の方からも臭気に対する苦情も出ていません。

(藤倉委員) 次に、施設からの悪臭の漏洩についてですが、廃棄物の保管や積替え作業は屋内で行うという理解でよいでしょうか(屋外で作業されることはないか)。

(事業者) 屋内での管理となります。

(藤倉委員) 施設が稼働したら、日常点検を行うと思いますが、点検項目の中に、異臭の有無についても項目を入れて、職員の嗅覚で毎日チェックするとよいかと思います。

(事業者) ご教示ありがとうございます。実施したいと考えます。

(藤吉委員) 処理方式の中で、「固定床式」というものがありますが、これはどのような能力を持った、どのようなものなのかを説明してください。

(事業者) 基本的な処理方式はロータリーキルン・ストーカになります。ただ、ものによってドラム缶の中身を出した後のドラム缶内に付着している有機物であったり、樹脂膜が付いたガラスフィルム類とか、そういったものを固定床炉で燃焼させ、燃焼ガスは燃焼室を介し再燃焼室の方へ引き込んで完全な燃焼を行う施設となります。

(藤吉委員) ロータリーキルンの方でも廃棄物を燃焼させると同時に固定床炉の方でも燃焼を行うのでしょうか。

(事業者) その通りです。

(藤吉委員) 固定床炉としての処理能力はどのくらいなのでしょう。

(事業者) バッチ式となりますが、全体(90 t/日)の6%相当の能力になります。

(藤吉委員) 環境影響評価にも固定床炉の負荷分は含めて検討されているのでしょうか。

(事業者) 排ガスに関しては(固定床炉分も含めて)最大負荷で見て、評価しています。

(藤吉委員) 爆発するかもしれないような危険な廃棄物を固定床炉で処理するとかは、されないということでしょうか。

(事業者) 固定床炉は、基本的に、破碎が困難なものや、(ロータリーキルン炉に投入すると)燃焼後の残渣物が灰出しコンベヤを閉塞させてしまうようなものを基本的には対象としています。

(藤吉委員) 固定床炉は他県の事業所では運用されているのでしょうか。

(事業者) 4施設のうち3施設で既に運用しています。

(藤吉委員) そうすると、固定床炉は初めて運用するものではなく、維持管理の手法については、熟知されているということでしょうか。

(事業者) ノウハウも含め、十分習得しております。

(藤吉委員) 運転監視の連続測定項目に「ばいじん」(浮遊粒子状物質)は入っていないかと思いますが、検討はされていますか。

(事業者) 当該施設で計画しているバグフィルタがあると、大きな値を検知することはないと考えており、連続監視項目には入れていません。

(藤吉委員) 必須ではないとは思いますが、連続測定を行っていただければ、数値の変化によりバグフィルタの濾布の劣化を検知することで、穴あきや破損防止に有効であると思います。そういう事例は他にもあるので、よりよい維持管理のためにも、ご検討いただければと思います。

(事業者) ご教示ありがとうございます。

(鎌田委員) 施設排水については系外へは出ないということなので、少し細かい点について、確認させていただきますが、スライド22、23ページに津波・高潮の話と災害対策について書かれていますが、災害対策は津波高さ2メートルを想定して事業計画を立てているのでしょうか。また、工業用水と上水を利用されるということですが現事業用地で工業用水は既に使用されていて、それを使うのでしょうか。さらに、設置許可申請書の中に、純水という記載が出てきますが、純水について教えてください。

(事業者) 津波対策の中ではハザードマップで想定される最大高さの2メートルで想定し、廃棄物ピットも廃棄物が流出しない高さに設定しています。主要機器においても津波等を考慮し、嵩上げた位置に設置します。

工業用水と上水及び純水の関係ですが、工業用水については、現在は引き込みしておらず、今後横浜市(水道局)工業用水課と協議し、新設する計画となっています。工業用水は冷却水として使用します。機器冷却用の使用量は比較的少ない想定です。上水に関しては、特にボイラーの方で使いますが、純水装置を経由させてボイラー水として利用する形となります。

(藤吉委員) 地震対策で感震計を設置されるとのことですが、施設のどの部分に付けるかで効果に違いがあると思います。揺れやすい場所、揺れにくい場所とありますが、具体的にどこに付けるかは検討されていますか。

(事業者) 感震計の設置位置に関しては、引き続きメーカーとも協議します。メーカーは東日本大震災の経験も持っていますので、それを加味して適切な位置に決定したいと思います。

(藤吉委員) 感震計は1か所のみでなく、複数の箇所に付けて総合的に判断されるとよいと思います。さて、災害対策のことでもう一つ確認させてください。廃棄物投入クレーンですが、脱輪対策は考えられていますか。

(事業者) 基本的にクレーンは走行レールが外れない(脱輪しない)ようにします。また、クレーンは2機を併用し、片方が故障しても対応できるようにします。

(藤吉委員) 騒音関係のことで、今回施設は屋外に設置されるのでしょうか。屋内に設置する設備もあるのでしょうか。

(事業者) 騒音発生源となるような設備は屋内設置する計画です。

(藤吉委員) 運用をしていくと外にあるコンベヤ類が劣化により異音を発生し、騒音源に変わってくるので、潤滑油を塗布するなど日頃より適切なメンテナンスをお願いします。さて、次に悪臭対策についてですが、汚泥や動植物性残渣といった臭気を発する廃棄物はどのように管理されるのでしょうか。また、受入量の調整等はどのようになさるのでしょうか。

(事業者) 臭気の有無については、産業廃棄物の場合は、事前に排出元と内容物や排出工程の確認をします。持ち込まれた廃棄物は少量で入ってくるものに関してはドラム缶などの密閉容器で保管し、速やかに処理をします。また、ピット保管をする場合は二重シャッターを設けて保管します。不燃物が多くなると燃焼にも支障をきたすため受入量を調整します。さらに、臭気は燃焼用空気として引き込んで脱臭する計画にもなっています。

(藤吉委員) 焼却施設が停止している間の臭気対策は考えられていますか。

(事業者) 炉停止は計画的に準備するものとなりますので、基本的には未処理の廃棄物を減らし、排出者とも搬入時期を調整します。また、敷地境界を定期的に測定し、臭気が出る場合は消臭剤を噴霧するなど対策をします。

(藤吉委員) 住居地域は施設から 700mほど離れているということですが、周辺の事業者の方で臭いを敏感に感じる方もいます。こまめに点検を行ったりすることで、臭いの漏洩には気をつけてください。

(事業者) 了解しました。

(中井委員) 当該焼却施設の設置に対する意見書はゼロであったということですが、事前の周辺住民及び近隣事業者への説明会の中で何かご意見等があったということがあれば教えてください。

(事業者) 周辺住民及び近隣事業者への事前説明会でも、当事業計画に対して多くご理解いただけていると思います。ただ、ご指摘が多かった内容としては、事業計画地につながる道路が渋滞しやすい傾向があり、通勤時間帯は特に渋滞が多いというご意見がありましたので、事業規模としては中規模の施設とし、「車両台数は現状の事業よりも増えない。」ということで説明させていただき、ご理解をいただきました。

(中井委員) 当該焼却施設の処理能力が最大 90 t/日とのことですが、処理量の見込みと、一般廃棄物と産業廃棄物の割合の想定を教えてください。

(事業者) 最大の処理能力は 90 t/日ですが、実際は 80 t/日前後になると想定しています。また、扱う廃棄物の比率に関しては、産業廃棄物がメインとなり、一般廃棄物については自治体側で処理の難しいものということですので、ごくわずかであると想定しています。

(中井委員) 煙突高さが 35mについて、この高さは、決して高くはないという印象なのですが、完成予想図のようなもので示して住民説明をした

のか、また煙突が低いということで住民の方がその点を心配されていなかったかについて教えてください。

(事業者) 住宅街とは距離が離れていること、周辺環境への寄与分についてはシミュレーションで評価させていただきました。また、今回、横浜市環境影響評価条例の審査の中で、「景観」についての指摘もありました。南側の神奈川産業道路からの景観を意識した配置で、煙突が高すぎると圧迫感が出やすいということで、高さを抑える反面、排ガス処理設備の選定並びに白煙抑制の方で全体的な景観を検討させていただきました。

(中井委員) 住民の方から煙突に対する意見等はなかったということでしょうか。

(事業者) その通りです。

(中井委員) 二酸化硫黄や二酸化窒素の煙突排出による環境への寄与濃度の単位が ppm ではなく ppb ということで、現況のバックグラウンドと比較するとかなり低いため、ほとんど影響がない(現状とほぼ変わらない)というように考えてよろしいでしょうか。

(事業者) 他の事例とも参考に比較はしていますが、今回の事案の寄与濃度は特別低いわけでもなく、また一方で特別高いわけでもないと考えています。当該事業計画地周辺は都市部であり、交通量も多いことから、例えば窒素酸化物等は現況のバックグラウンド値が高い値となっているため、寄与濃度については相対的に低くなっています。

(中井委員) 本生活環境影響調査書は施設が稼働した際の想定で評価をされていると思いますが、施設の建設工事中の評価はされているのでしょうか。例えば、工事期間中の関係車両の台数についてなど。

(事業者) 生活環境影響調査の項目に工事期間中の影響評価は含めていませんが、工事期間中の車両台数に関しては、施設稼働時と比較して少ない想定になりますので、影響はないかと思います。横浜市環境影響評価条例の審査会では、工事期間中の防音対策をするといった環境配慮事項について説明させていただきました。

(中井委員) スライド 46 ページに運搬車両は「通勤・通学時間帯を避ける」とありますが、当該事業予定地が工業専用地域のため、通勤に対する影響に配慮するというのはわかりますが、「通学」という表現も使われた理由を教えてください。

(事業者) 搬入出車両は、現地調査を行った県道 6 号の第一京浜に至る区間を走行する可能性があります。この付近の用途地域が商業地域等に指定されており住居が存在していること、近隣に学校もあることから通学という表現も使用しています。

(安田委員) 設置許可申請書の生活環境影響調査の資料で、3-116 ページですが、騒音の伝搬予測は、点音源からの距離減衰とその他の減衰で計算されたと思いますが、音源を 60 種類くらい設定し、これらからの

影響を全部個々の受音点で計算されたということでしょうか。

(事業者) 3-118 ページの表 3.2-11 で示しています 59 種類の機器の騒音レベル(パワーレベル)を条件として設定し、建物がありましたら回折減衰などの減衰効果も考慮して伝搬予測計算を行っています。

(安田委員) 59 種類が同時に動いている状況が最大値ということで、現実にはそのような状況にはならないのですが、そういった設定で評価されているということでしょうか。

(事業者) その通りです。

(安田委員) 3-116 ページに記載のある式で評価をされたということですが、評価の条件で、面音源の分割サイズと分割数をどのように設定されたのか教えてください。

(事業者) 予測プログラムの詳細設定についての情報をただいま持ち合わせていないため、本日この場でそのご質問に回答することができません。後日回答をさせていただきます。

(安田委員) 3-116 ページの下部に記載のある  $L_s$ (室内音源から室内壁面に入射する騒音レベル)を求める式ですが、「/(スラッシュ)」は誤植と思います。

(事業者) その通りです。「・」の誤りです。

(安田委員) 騒音・振動の調査地点は東側の代表地点 1 点のみですが、1 点のみとした理由を教えてください。

(事業者) 計画地西側は運河になります。南側はかなり幅の広い産業道路を挟んで他社の事業所があります。北側は道路を挟んで他社の工場があるのですが、隣接しているわけではありません。設定した東側の点については、斎場計画地と隣接していることと、(機器)配置図を見ても敷地境界との距離が近いことからこの点を代表地点として設定しました。

(安田委員) 騒音対策や振動対策を講じた設定で評価をされているのでしょうか。(騒音対策や振動対策は加味せずに、騒音源・振動源の伝搬のみで評価をしたのでしょうか。)

(事業者) 対策を講じた設定で評価をしています。

(安田委員) 3-125 ページにも誤植があります。 $l_s$ (エルエス)は「 $1s$ (イチエス)」ではないでしょうか。

(事業者) その通りです。申し訳ございません。

(中井委員) 施設を解体している最中の廃棄物の処理はどのようにするのでしょうか。

(事業者) 現在行っている事業の中で、焼却施設の建設に伴う場所に関しては、その事業は今後、廃止し、建設のほうに集中します。事業として一部、廃油の事業は継続し、営業活動を行います。

(中井委員) 現在、燃焼を伴う廃棄物の処理を行っていますでしょうか。

(事業者) 現在、現地に焼却炉はございません。

	<p>3 まとめ</p> <p>本日の意見を次のとおり、まとめた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北九州の炉の現状と住民からの要望や苦情について</li> <li>(2) 発電以外の熱利用について</li> <li>(3) 廃酸、廃アルカリの処分方法について</li> <li>(4) 一般廃棄物の受入れ方法と品目の具体例について</li> <li>(5) 液状廃棄物の保管方法について</li> <li>(6) 地震対策、津波、高潮による浸水対策について</li> <li>(7) 臭気の漏えい対策、チェック体制について</li> <li>(8) 固定床炉の処理能力、環境負荷について</li> <li>(9) ばいじんの連続測定について</li> <li>(10) 工業用水と上水及び純水の使用方法について</li> <li>(11) 感震計の設置位置について</li> <li>(12) クレーンの脱輪対策について</li> <li>(13) 騒音発生源となり得る設備の維持管理について</li> <li>(14) 施設停止時の悪臭対策について</li> <li>(15) 周辺住民や近隣事業者からの意見の有無について</li> <li>(16) 処理する一般廃棄物と産業廃棄物の比率について</li> <li>(17) 周辺住民からの煙突の高さに関する意見について</li> <li>(18) 工事期間中の車両の生活環境影響調査について</li> <li>(19) 騒音の予測地点と評価方法について</li> <li>(20) 既存施設の解体中の廃棄物の処理について</li> </ol> <p>後日回答となりました項目については、別途報告を受けるものとします。</p>
<p>資 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資料—1 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</li> <li>2 資料—2 産業廃棄物処理施設設置許可申請書</li> <li>3 資料—3 施設設置に係る手続きの流れ</li> <li>4 資料—4 「アサヒブリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業」 説明資料</li> <li>5 資料—5 「横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会運営要綱」</li> </ol>